

香港証券取引決済所および香港証券取引所は、本公表文の内容について一切責任を負わず、本公表文の正確性または完全性について一切表明を行わず、また、本公表文の内容の全部または一部から発生し、または、それを信じたことによるあらゆる損失に関する責任を明示的に否認します。



株式会社ダイナムジャパンホールディングス
(日本で設立された有限責任会社)
(証券コード: 06889)

継続的関連当事者取引 基本サービス契約の更新

基本サービス契約に関する 2023 年公表文、2023 年補足公表文及び 2025 年修正公表文に関してお知らせいたします。

基本サービス契約

2023 年 6 月 30 日、DAIL（当社の完全子会社）は、当初契約期間中に DAIL が SAIL に随時提供する(1)航空機ソーシングサービス、(2)航空機リース管理・技術サービス、(3)航空機リマーケティングサービス、(4)航空機リポジッション・予定外事象サービス、及び、(5)航空機ディーラーアドバイザリーサービスに関して、SAIL との間で当初基本サービス契約を締結しました。

2025 年 6 月 3 日、DAIL と SAIL は、サービスの範囲を航空機に加え航空機エンジンにも拡大することを目的として、当初基本サービス契約の条項を修正する修正・再表示契約を締結しました。これには、(6)エンジンソーシングサービス、(7) エンジンリース管理・技術サービス、(8)エンジンリマーケティングサービス、(9) エンジンリポジッション・予定外事象サービス、及び (10) エンジンディーラーアドバイザリーサービスが含まれ、これらは当初契約期間中、DAIL が随時 SAIL に提供するものです。

基本サービス契約の当初契約期間は、2026 年 6 月 29 日に満了します。基本サービス契約の条項に従い、当初契約期間が満了すると、いずれかの当事者が満了日の 90 日前までに他方当事者に対し書面による更新拒否通知を送付しない限り、当初契約期間の最終日に、さらに 36 ヶ月間自動的に更新されます。

2026 年 3 月 31 日現在、いずれの当事者からも更新拒否通知は送付されておらず、DAIL 及び SAIL は、当初契約期間の満了後、基本サービス契約をさらに 3 年間更新することに合意しました。次期契約期間は、2026 年 6 月 30 日に開始し、2029 年 6 月 29 日に満了します。2025 年 6 月 3 日に変更があったから基本サービス契約の条項に変更はありません。

上場規則の適用効果

SAIL は SAC（当社の支配株主）の完全子会社であり、SAC は佐藤洋治氏（当社の非業務執行取締役及び支配株主）が完全所有しています。従って、SAIL は、上場規則の第 14A.12 条(1)(c)及び第 14A.13 条(1)に従い、関連当事者の関連者に該当します。そのため、基本サービス契約に基づき企図される取引は、上場規則第 14A 章に基づく当社の継続的関連当事者取引に該当します。

年間上限額の最高適用パーセンテージ比率は 0.1%超 5%未満であるため、基本サービス契約及び年間上限額に基づいて企図される継続的関連当事者取引は、報告、公表及び年次審査の義務の対象となりますが、上場規則第 14A 章に基づく独立株主の承認義務は免除されます。

基本サービス契約に関する 2023 年公表文、2023 年補足公表文及び 2025 年修正公表文についてお知らせいたします。

1. はじめに

2023 年 6 月 30 日、DAIL（当社の完全子会社）は、当初契約期間中に DAIL が SAIL に随時提供する(1)航空機ソーシングサービス、(2)航空機リース管理・技術サービス、(3)航空機リマーケティングサービス、(4)航空機リポジッション・予定外事象サービス、及び、(5)航空機ディールアドバイザーサービスに関して、SAIL との間で当初基本サービス契約を締結しました。

2025 年 6 月 3 日、DAIL と SAIL は、サービスの範囲を航空機に加え航空機エンジンにも拡大することを目的として、当初基本サービス契約の条項を修正する修正・再表示契約を締結しました。これには、(6)エンジンソーシングサービス、(7) エンジンリース管理・技術サービス、(8)エンジンリマーケティングサービス、(9) エンジンリポジッション・予定外事象サービス、及び (10) エンジンディールアドバイザーサービスが含まれ、これらは当初契約期間中、DAIL が随時 SAIL に提供するものです。

基本サービス契約の当初契約期間は、2026 年 6 月 29 日に満了します。基本サービス契約の条項に従い、当初契約期間が満了すると、いずれかの当事者が満了日の 90 日前までに他方当事者に対し書面による更新拒否通知を送付しない限り、当初契約期間の最終日に、さらに 36 ヶ月間自動的に更新されます。

2026 年 3 月 31 日現在、いずれの当事者からも更新拒否通知は送付されておらず、DAIL 及び SAIL は、当初契約期間の満了後、基本サービス契約をさらに 3 年間更新することに合意しました。次期契約期間は、2026 年 6 月 30 日に開始し、2029 年 6 月 29 日に満了します。2025 年 6 月 3 日に変更があったから基本サービス契約の条項に変更はありません。

2. 基本サービス契約の主要条項

2025 年 6 月 3 日付け修正・再表示契約によって変更された、2023 年 6 月 30 日付の基本サービス契約の主要条項は以下の通りです。

当事者： DAIL と SAIL

契約期間： 当初契約期間は、基本サービス契約作成日を始期とする 36 ヶ月（基本サービス契約の条項にしたがって早期終了しないかぎり）で、その後、当初契約期間の最終日及びその後の各 36 カ月の期間の 3 度目の応当日にさらに 36 ヶ月間自動的に更新されます（いずれかの当事者が、基本サービス契約の不更新通知書を次の満了日の 90 日以上前に他方の当事者に提供した場合を除く）。

任命の範囲： SAIL が、契約期間中、（1）航空機リース管理・技術サービス、（2）航空機リマーケティングサービス、（3）航空機リポジッション・予定外事象サービス、（4）非調達航空機に関する航空機ディールアドバイザーサービス、（5）航空機を調達航空機として取得する航空機ソーシングサービス、（6）エンジンリース管理・技術サービス、（7）エンジンリマーケティングサービス、（8）エ

エンジンリポゼッション・予定外事象サービス、(9)非調達エンジンに関するエンジンディールアドバイザーサービス、又は、(10)エンジンを調達エンジンとして取得するエンジンソーシングサービスの提供を望む場合、基本サービス契約に従い、DAIL に通知を送付するか連絡して（場合による）、該当サービスの提供を受けるために DAIL を任命することができます（ただし義務はありません）。

独占性:

SAIL が航空機及び/又は航空機エンジンに関する本サービスの提供者として DAIL を任命した場合、当該航空機及び/又は航空機エンジンに関する DAIL の任命が終了していない限り、SAIL は当該航空機及び/又は航空機エンジンに係る本サービスの提供者として DAIL 又は DAIL の関連会社以外の者を起用しないことに同意します。

サービス報酬、価格及び支払条件

(1) 航空機ソーシング報酬

各調達航空機に関する航空機ソーシング報酬は、航空機購入価格の 1%に相当する金額とし、航空機購入価格の支払日の 10 営業日後までに SAIL が支払うものとします。

(2) 航空機リース管理報酬

各リース管理航空機に関する航空機リース管理報酬は月額 8,000 米ドルとし、SAIL は毎月 DAIL から請求書を受領した後 10 営業日以内に後払いで支払うものとします。SAIL がかかるリース管理航空機の航空機リポゼッション・予定外事象サービスの提供者として DAIL を任命した場合、DAIL が当該リース管理航空機の占有回復に関連する航空機リポゼッション・予定外事象サービス及び/又は航空機リマーケティングサービスを継続する限りは、当該リース管理航空機に関するリース管理報酬は支払われないものとします。

(3) 航空機リマーケティング報酬

各リマーケティング航空機に係る航空機リマーケティング報酬は、以下のとおりとします。(i)リマーケティング航空機（又はリマーケティング航空機を所有する関連事業体）が DAIL がアレンジした取引により第三者に売却された場合、（基本サービス契約に定義する）総売却収得金の 1.5%に相当する金額を、SAIL（又は関連会社）が総売却収得金を受領した日から 10 営業日以内に SAIL が支払うものとし、(ii)リマーケティング航空機が第三者の航空機運航会社にリース又は再リースされる場合、20 万米ドル（合意されたインフレ調整により、基本サービス契約作成日の応当日に毎年 2%ずつ増加する）を、新しいリースに従ったリマーケティング航空機の当該第三者運航会社への引渡日から 10 営業日以内に SAIL によって支払われるものとし、又は、(iii)リマーケティング航空機のリース契約の契約期間が延長された場合、50,000 米ドルを、当事者によるリース変更契約の締結後 10 営業日以内に SAIL が支払うものとします。

(4) 航空機リポゼッション報酬

リポゼッション航空機のそれぞれに提供される航空機リポゼッション・予定外事象サービスの航空機リポゼッション報酬は、1 人 1 日あたり 1,400 ユー

口を上限として、1人1時間あたり 200 ユーロとし（合意されたインフレ調整により、基本サービス契約作成日の応当日に毎年 2%ずつ増加する）、実施した本サービスの内容を適度に記載した DAIL からの請求書を受領後 10 営業日までに SAIL が支払うものとします。

(5) 航空機ディールアドバイザー報酬

各非調達航空機に関する航空機ディールアドバイザー報酬は 200,000 米ドルとし、非調達航空機の購入価格の支払日から 10 営業日後までに SAIL が支払うものとします。

(6) エンジンソーシング報酬

各調達エンジンに関するエンジンソーシング報酬は、エンジン購入価格の 1.5%に相当する金額とし、関連するエンジン購入価格の支払日の 10 営業日後までに SAIL が支払うものとします。

(7) エンジンリース管理報酬

各リース管理エンジンに関するエンジン管理報酬は月額 5,000 米ドルとし、SAIL は毎月 DAIL から請求書を受領した後 10 営業日以内に後払いで支払うものとします。SAIL が当該リース管理エンジンのリポゼッション・予定外事象サービスの提供者として DAIL を任命した場合、DAIL が当該リース管理エンジンの占有回復に関連するリポゼッション・予定外事象サービス及び/又はリマーケティングサービスを継続する限りは、当該リース管理エンジンに関するエンジンリース管理報酬は支払われないものとします。

(8) エンジンリマーケティング報酬

各リマーケティングエンジンに係るエンジンリマーケティング報酬は、以下のとおりとします。(i)リマーケティングエンジン（又はリマーケティングエンジンを所有する関連事業体）が DAIL がアレンジした取引により第三者に売却された場合、（基本サービス契約に定義する）総売却取得金の 2.5%に相当する金額を、SAIL（又は関連会社）が総売却取得金を受領した日から 10 営業日以内に SAIL が支払うものとし、(ii)リマーケティングエンジンが第三者航空機運航会社にはリース又は再リースされる場合、10 万米ドル（合意されたインフレ調整により毎年 2%ずつ増加する）を、新しいリースに従ってリマーケティングエンジンを当該第三者運航会社に引渡す日から 10 営業日以内に SAIL が支払うものとし、又は、(iii) リマーケティングエンジンのリース契約の契約期間が延長された場合、25,000 米ドルを、当事者によるリース変更契約の締結後 10 営業日以内に SAIL が支払うものとします。

(9) エンジンリポゼッション報酬

リポゼッションエンジンのそれぞれに提供されるエンジンリポゼッション・予定外事象サービスのエンジンリポゼッション報酬は、1人1日あたり 1,400 ユーロを上限として、1人1時間あたり 200 ユーロ（合意されたインフレ調整により、毎年 2%ずつ増加する）とし、実施した本サービスの内容を適度に記載した DAIL からの請求書を受領後 10 営業日までに SAIL が支払うもの

とします。

(10) エンジンディールアドバイザー報酬

各非調達エンジンに関するエンジンディールアドバイザー報酬は150,000米ドルとし、非調達エンジンの購入価格の支払日から10営業日後までにSAILが支払うものとします。

経費の精算： 間接費を除き、SAIL は DAIL が負担した全ての払い戻し可能な費用を負担するものとし、DAIL の要求があり次第、SAIL が支払うものとします。

再委任： DAIL は、自らの費用で、基本サービス契約に基づく責任、義務及び約束の一部又は全部を、一又は複数の第三者（DAIL の関連会社を含む）に再委任することができます。かかる再委任は、DAIL が適切と考える条件に基づいて行うことができます。ただし、第三者への責任委譲は、独立企業間取引ベースで、状況に応じた合理的な商業的条件にしたがって行われなければなりません。

遅延利息： SAIL が基本サービス契約に基づき支払うべき金額を支払期限に支払わなかった場合、SAIL は DAIL に対し、支払期限から SAIL が全額を支払う日まで、当該金額に対する年率 3%の利息を随時要求があり次第支払うものとします。かかる利息はすべて、毎月末に複利計算されます。

解除： **契約解除**

債務不履行当事者でない当事者は、解除事由発生後、債務不履行当事者に書面で通知することにより、基本サービス契約の (i) 全部（倒産事由の場合）又は (ii) 航空機又は航空機エンジン及び/又は本サービスに関した一部（債務不履行当事者が適用期間内に当該解除事由を治癒しない場合）を解除することができます。

いずれの当事者も、相手方当事者に対する書面による通知により、基本サービス契約の(i) 全部又は (ii) 航空機又は航空機エンジン及び/又は本サービスの一部を解除することができます。ただし、解除日は、当該通知の日から 180 日以上後の日とするものとします。

任命解除

各リース管理航空機に関するリース管理・技術サービス、リマーケティング航空機に関する航空機リマーケティングサービス、各リース管理エンジンに関するエンジンリース管理・技術サービス、各リマーケティングエンジンに関するエンジンリマーケティングサービス、リポゼッション航空機に関するリポゼッション・予定外事象サービス及びリポゼッションエンジンに関するエンジンリポゼッション・予定外事象サービスに係る DAIL の任命は、以下のいずれかが発生する日まで継続するものとします。(i)上記の基本サービス契約の条件に従い当該基本サービス契約の全部が終了する日、(ii)上記の基本サービス契約の条件に従い対象となる航空機又は航空機エンジン及び/又は本サービスに関する基本サービス契約の一部終了の日、(iii)対象となる航空機又は航空機エンジンが第三者に売却される日、又は、(iv)対象となる航空機又は航空機エンジンが全損した後。

航空機ソーシングサービス、エンジンソーシングサービス、航空機ディールアドバイザーサービス及びエンジンディールアドバイザーサービスに関する DAIL の任命は、以下のいずれかの発生日まで継続するものとします。
 (i)上記の基本サービス契約の条件に従い基本サービス契約の全部が終了する日、
 (ii)上記の基本サービス契約の条件に従い対象となる本サービスに関して基本サービス契約の一部が終了する日、又は(iii)対象となる調達航空機、調達エンジン、非調達航空機又は非調達エンジンが取得される日。

3. 基本サービス契約に基づく過去の取引金額及び現行の年間上限額

基本サービス契約に基づいて SAIL が DAIL に支払った過去の取引金額は以下のとおりです。

	3 月 31 日に終了する会計年度			
	2024 年 (千米ドル)	2025 年 (千米ドル)	2026 年 (千米ドル)	2027 年 (千米ドル)
既存の年間上限額	2,500	2,700	5,100	2,400
DAIL が SAIL から受け 取った実際の総額	1,042	672	1,496 (2026 年 2 月末 までの 11 ヶ月)	該当なし

4. 年間上限額

基本サービス契約の更新に伴い、2027 年 3 月 31 日に終了する会計年度の既存の年間上限額を、当該会計年度全体をカバーするように変更する必要があります。2027 年 3 月 31 日に終了する会計年度の変更後の年間上限額、及び 2028 年、2029 年及び 2030 年の各 3 月 31 日に終了する会計年度の年間上限額は以下のとおりです。

	3 月 31 日に終了する会計年度			
	2027 (千米ドル) (変更)	2028 (千米ドル)	2029 (千米ドル)	2030 (千米ドル)
年間上限額	5,000	5,000	5,000	2,300

5. 年間上限額の根拠

年間上限額を決定するにあたり、取締役は、2027 年 3 月期、2028 年 3 月期、2029 年 3 月期及び 2030 年 3 月期の会計年度（次期契約期間満了日まで）において提供されることが見込まれる本サービスについて、DAIL が SAIL から受け取る予定の支払額の予測を参照しました。この予測は、SAIL の既存及び将来の保有機数、既存の航空機及び航空機エンジン並びに各会計年度に取得予定の新規航空機及び航空機エンジンに関して SAIL が DAIL に委託する予定の本サービスの種類などを考慮しています。また、SAC グループの成長を考慮し、提供される本サービスのレベルが変更になる可能性に備えて、余裕を持たせています。

年間上限額は、次の仮定に基づいて算出されています。(1) DAIL は、2027 年 3 月期、2028 年 3 月期及び 2029 年 3 月期のそれぞれにおいては最大 2 機の新航空機と 1 基の新航空機エンジンについて、2030

年3月期には最大1機の新航空機と1基の新航空機エンジンについて、それぞれ、DAILがSAIL向けに調達する予定の航空機又はエンジンのモデルについて取得した見積を参照して決定される見積購入価格により航空機ソーシングサービス及びエンジンソーシングサービスを提供すること、(2) DAILは、現在SAILが所有する7機の航空機及び1基の航空機エンジンに対して、航空機リース管理・技術サービス及びエンジンリース管理・技術サービスを提供すること、(3) DAILは、2027年3月期、2028年3月期及び2029年3月期のそれぞれにおいては最大3機の航空機及び1基の航空機エンジンに対して、2030年3月期には最大1機の新航空機と1基の新航空機エンジンについて、航空機リマーケティングサービス（売却又はリース用）及びエンジンリマーケティングサービス（売却用）を提供すること、(4) DAILは、2027年3月期、2028年3月期及び2029年3月期のそれぞれにおいて1機の非調達航空機につき、航空機ディーラーアドバイザリーサービスを提供すること、及び、(5) SAILが各会計年度に保有することが見込まれる航空機及び航空機エンジンの推定数に基づく各会計年度の航空機リポジッション・予定外事象サービスとエンジンリポジッション・予定外事象サービスに必要な見積工数。

以上のことから、取締役（独立非業務執行取締役を含む）は、年間上限額が公正かつ合理的に決定されていると考えています。

基本サービス契約に基づき予定されている継続的関連当事者取引に基づき当社グループが実際に受け取る金額が、いずれかの会計年度において年間上限額を超える場合、当社は上場規則に基づくすべての適用要件を再度遵守するものとします。

6. 当社及び当事者の情報

当社は、主に、子会社を通じたパチンコホール運営事業と世界規模での航空機リース事業を行っています。

DAILはアイルランド共和国法に基づき設立された会社で、当社が間接的に完全保有する会社です。DAILは、主に航空機リース事業を行っています。

SAILは、アイルランド共和国法に基づき設立された会社で、SAC（当社の非業務執行取締役で、当社の支配株主でもある佐藤洋治氏が完全所有する会社）の完全子会社です。SAILは、主に航空機リース事業を行っています。

7. 上場規則の適用効果

SAILはSAC（当社の支配株主）の完全子会社で、SACは佐藤洋治氏（当社の非業務執行取締役及び支配株主）が完全保有しています。よって、SAILは上場規則第14A.12条(1)(c)と第14A.13条(1)に基づき当社の関連当事者の関連者となります。そのため、基本サービス契約で企図される取引は、上場規則第14A章に基づく当社の継続的関連当事者取引に該当します。

2027年3月期、2028年3月期、2029年3月期及び2030年3月期の4会計年度における年間上限額の最高適用パーセンテージ比率は0.1%超5%未満であるため、基本サービス契約及び年間上限額に基づいて企図される継続的関連当事者取引は、報告、公表及び年次審査義務の対象となりますが、上場規則第14A章に基づく独立株主の承認要件は免除されます。

8. 基本サービス契約の理由・メリット

当社グループは、グローバルな航空機リース事業の拡大と多様化を加速させる機会を継続的に探っています。SACグループは、長年にわたり航空機リース事業に携わっており、複数機体のポートフォリオが拡大しています。当社グループは、2019年にグローバルな航空機リース事業を立ち上げて以来、

SAC グループと戦略的に協力しています。基本サービス契約の更新により、当社グループは当初契約期間の満了後も、SAC グループとの戦略的協力を継続することが可能となります。

基本サービス契約は、SAIL が DAIL を任命し、航空機リース・調達及び航空機エンジンリース・調達に関する幅広い本サービスを柔軟かつ確実に随時提供してもらうための明確な枠組みを提供します。この契約は、各本サービスに関して請求されるサービス報酬の決定基準を明確に定めており、当社グループを十分に保護するものです。

取締役は、基本サービス契約により、航空機及び航空機エンジンの両方に関する DAIL と SAIL との間の継続的関連当事者取引を合理化することができると考えています。それは、上場規則に準拠した報告、公表及びその他の義務を当社が遵守する単一の基盤を提供し、それによって、各航空機及び/又は各航空機エンジンの各タイプの本サービスに関連して締結される多数の様々な契約に関して、かかる義務を遵守するための当社の管理負担及びコストを削減するものです。

基本サービス契約に基づいて SAIL が DAIL に支払うべきサービス報酬は、相場や同様のサービスに対して DAIL が第三者に請求する料金を考慮し、合理的な商業的条件で、独立企業間取引ベースで当事者間において決定され、基本サービス契約の更新を決定する前に、現在の市場相場及び DAIL が第三者に対して同様のサービスに対して現在請求している料金を参考にして取締役がこれらを検討しました。

取締役（独立非業務執行取締役を含む）は、基本サービス契約の更新、その諸条件（サービス報酬を含むがこれに限定されない）及びその下で企図されている継続的関連当事者取引は、公正かつ合理的であり、通常の商業的条件以上の条件であり、当社グループの通常の事業過程で行われ、また当社及び当社株主全体の利益になると考えます。

9. 内部統制上の措置

当社の独立非業務執行取締役は、上場規則第14A章の要件に従い、基本サービス契約で企図される継続的関連当事者取引等の当社グループの継続的関連当事者取引を継続的にモニタリングします。

毎年、独立非業務執行取締役は、当社グループのすべての継続的関連当事者取引が、当社グループの通常の事業過程において、通常の商業的条件以上の条件で締結され、公正かつ合理的で当社株主全体の利益になる条件の契約に従って実施されているかどうかを慎重に検討します。

さらに、関連当事者の支配的持分を保有する取締役など、利益相反がある、又はあると思われる取締役は、取締役会のいかなる会議又は議論にも参加せず、かかる利益相反事項に関するいかなる意思決定プロセスにも関与しません。

10. 取締役の利害

非業務執行取締役である佐藤洋治氏は、SAIL の支配持分を間接的に保有することから、基本サービス契約について重大な利害関係を有しています。従って、佐藤洋治氏は、基本サービス契約及び年間上限額を承認する取締役会決議についての議決権行使を棄権しました。さらに、佐藤洋治氏の弟である佐藤公平氏も、当該取締役会決議に対する議決権行使を自主的に棄権しました。

11. 定義

本公表文において、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、以下の表現は、以下の意味を有します。

「**2023 年公表文**」 基本サービス契約について 2023 年 7 月 3 日に当社が公表した公表文

「2023 年補足公表文」	2023 年公表文について 2023 年 7 月 6 日に当社が公表した補足公表文
「2025 年修正公表文」	改訂基本サービス契約に関して 2025 年 6 月 4 日に当社が公表した公表文
「航空機」	SAIL 又はその関連会社が取得又は取得予定の商用ジェット機（基本サービス契約で定義します）
「航空機ディールアドバイザーサービス」	2023 年公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - 本サービス -(5) ディールアドバイザーサービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき各非調達航空機に関して DAIL が提供するディールアドバイザーサービス
「航空機ディールアドバイザー報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (5) 航空機ディールアドバイザー報酬」の項に記載する、航空機ディールアドバイザー報酬に関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「航空機エンジン」	SAIL 又はその関連会社が取得又は取得する予定の商用ジェットエンジン（基本サービス契約の定義による）
「航空機リース事業」	(a) 航空機の取得、(b)航空機のリース（オペレーティングリース及びファイナンスリースを含み、セール&リースバック取引における資金手当上の取決めも含まれます）、及び、(c)航空機の処分事業
「航空機リース管理・技術サービス」	2023 年公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - 本サービス -(2) リース管理・技術サービス」の項に記載する、各リース管理航空機に関して DAIL が提供するリース管理・技術サービス
「航空機リース管理報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (2) 航空機リース管理報酬」の項に記載する、航空機リース管理・技術サービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「航空機購入価格」	SAIL（またはその関連会社）による調達航空機の購入の場合、当該調達航空機の購入者が支払った購入総額（基本サービス契約に従って決定される）
「航空機リマーケティングサービス」	2023 年公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - 本サービス -(3) リマーケティングサービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき航空機に関して DAIL が提供するリマーケティングサービス
「航空機リマーケティング報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (3) リマーケティング報酬」の項に記載する、航空機リマーケティングサービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「航空機リポゼッション・予定外事象サービス」	2023 年公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - 本サービス -(4) リポゼッション・予定外事象サービス」の項に記載する、基本サービス

	契約に基づき各リポゼッション航空機に関して DAIL が提供するリポゼッション・予定外事象サービス
「航空機リポゼッション報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (4) 航空機リポゼッション報酬」の項に記載する、航空機リポゼッション・予定外事象サービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「航空機ソーシングサービス」	2023 年公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - 本サービス - (1) 航空機ソーシングサービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき DAIL が提供する航空機ソーシングサービス
「航空機ソーシング報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (1) 航空機ソーシング報酬」の項に記載する、航空機ソーシングサービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「年間上限額」	本公表文の「4. 年間上限額」の項に記載する、2027 年 3 月期、2028 年 3 月期、2029 年 3 月期及び 2030 年 3 月期において、SAIL が基本サービス契約に基づき当社グループに支払うべき総額に関する年間上限額
「関連者」	上場規則で定める意味を有します
「取締役会」	当社の取締役会
「当社」	日本法に基づき設立された有限責任の株式会社ダイナムジャパンホールディングス。その株式は香港証券取引所メインボードに上場しています
「関連当事者」	上場規則に定義する意味を有します
「支配株主」	上場規則に定義する意味を有します
「DAIL」	アイルランド共和国法に基づき有限責任で設立された会社で、当社の完全子会社である Dynam Aviation Ireland Limited
「取締役」	当社の取締役
「エンジンディールアドバイザー報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (10) エンジンディールアドバイザー報酬」の項に記載する、エンジンディールアドバイザーサービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「エンジンディールアドバイザーサービス」	2025 年修正公表文の「基本サービス契約の修正 - 本サービス - (5) エンジンディールアドバイザーサービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき DAIL が各非調達エンジンに関して提供するディールアドバイザーサービス

「エンジンリース管理・技術サービス」	2025 年修正公表文の「基本サービス契約の修正 - 本サービス - (2) エンジンリース管理・技術サービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき DAIL が各リース管理エンジンに関して提供するリース管理・技術サービス
「エンジンリース管理報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (7) エンジンリース管理報酬」の項に記載する、エンジンリース管理・技術サービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「エンジン購入価格」	SAIL (又はその関連会社) による調達エンジンの購入の場合、調達エンジンの購入者が支払った総購入価格 (基本サービス契約に従って決定されます)
「エンジンリマーケティング報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (8) エンジンリマーケティング報酬」の項に記載する、エンジンリマーケティングサービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「エンジンリマーケティングサービス」	2025 年修正公表文の「基本サービス契約の修正 - 本サービス - (3) エンジンリマーケティングサービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき各航空機エンジンに関して DAIL が提供するリマーケティングサービス
「エンジンリポゼッション・予定外事象サービス」	2025 年修正公表文の「基本サービス契約の修正 - 本サービス - (4) エンジンリポゼッション・予定外事象サービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき各リポゼッションエンジンに関して DAIL が提供するリポゼッション・予定外事象サービス
「エンジンリポゼッション報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (9) エンジンリポゼッション報酬」の項に記載する、エンジンリポゼッション・予定外事象サービスに関して SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「エンジンソーシングサービス」	2025 年修正公表文の「基本サービス契約の修正 - 本サービス - (1) エンジンソーシングサービス」の項に記載する、基本サービス契約に基づき DAIL が提供するエンジンソーシングサービス
「エンジンソーシング報酬」	本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項 - サービス報酬、価格及び支払条件 - (6) エンジンソーシング報酬」の項に記載するエンジンソーシングサービスに関して、SAIL が DAIL に支払うサービス報酬
「当社グループ」	当社及びその子会社
「香港」	中華人民共和国の香港特別行政区
「当初契約期間」	2023年6月30日に開始し、2026年6月29日に満了する、基本サービス契約の当初の契約期間

「リース契約」	航空機又は航空機エンジンに関して締結され、期間満了又は終了していないあらゆるリース契約
「リース管理航空機」	基本サービス契約に基づくリース管理追加通知の送付により、基本サービス契約に追加された航空機
「リース管理エンジン」	基本サービス契約に基づくリース管理追加通知の送付により、基本サービス契約に追加された航空機エンジン
「上場規則」	香港証券取引所の証券上場適用規則
「基本サービス契約」	DAIL と SAIL との間で締結された 2023 年 6 月 30 日付の基本サービス契約（2025 年 6 月 3 日付の修正・再表示契約により修正された）。その主な条件は本公表文の「2. 基本サービス契約の主要条項」の項に記載されています
「非調達航空機」	SAIL 又はその関連会社が取得し、又は、取得する予定の航空機で、DAIL 以外の者が調達した航空機
「非調達エンジン」	SAIL 又はその関連会社が取得し、又は、取得する予定の航空機エンジンで、DAIL 以外の者が調達した航空機エンジン
「間接費」	DAIL がその通常の事業遂行過程で負担するあらゆる一般経費及び運営経費（これには、DAIL の従業員について支払われる給与及び福利厚生費、DAIL がそのオフィスを維持・運営するために負担した費用、通信費及びコピー費、DAIL の純所得、利益又は収益に対する税金、並びにその他の費用・経費が含まれます）
「パーセンテージ比率」	上場規則に定義する意味を有します
「払い戻し可能な費用」	本サービスの提供に関連して DAIL が適切かつ合理的に負担する、適切に文書化された費用及び経費（間接費は含まれません）
「リマーケティング航空機」	基本サービス契約にしたがったりマーケティング追加通知の送付により、基本サービス契約に追加される各航空機
「リマーケティングエンジン」	基本サービス契約にしたがったりマーケティング追加通知の送付により、基本サービス契約に追加される各航空機エンジン
「次期契約期間」	2026 年 6 月 30 日から 2029 年 6 月 29 日までの基本サービス契約の次期契約期間
「リポゼッション航空機」	基本サービス契約の条項に従ってリポゼッション航空機追加通知を送付することにより、基本サービス契約に追加される各航空機
「リポゼッションエンジン」	基本サービス契約の条項に従ってリポゼッションエンジン追加通知を送付することにより、基本サービス契約に追加される各航空機エンジン

「SAC」	香港法に基づき有限責任で設立され、佐藤洋治氏が完全所有する会社である Sato Aviation Capital Limited
「SAC グループ」	SAC 及びその子会社（SAIL も含まれます）
「SAIL」	有限責任で設立された会社で、佐藤洋治氏が SAC を通じて完全所有する Sato Aviation Ireland Limited
「本サービス」	基本サービス契約に基づき DAIL 及び SAIL が随時提供するサービス、すなわち、(1)航空機リース管理・技術サービス、(2)航空機リマーケティングサービス、(3)航空機リポゼッション・予定外事象サービス、(4)航空機ディールアドバイザーサービス、(5)航空機ソーシングサービス、(6)エンジンリース管理・技術サービス、(7)エンジンリマーケティングサービス、(8)エンジンリポゼッション・予定外事象サービス、(9)エンジンディールアドバイザーサービス、及び、(10)エンジンソーシングサービス
「サービス報酬」	基本サービス契約にしたがって本サービスに関して支払われる報酬
「当社株主」	当社の株主
「調達航空機」	基本サービス契約に基づく DAIL による航空機ソーシングサービスの提供の結果、SAIL 又はその関連会社が購入した航空機
「調達エンジン」	基本サービス契約に基づく DAIL によるエンジンソーシングサービスの提供の結果、SAIL 又はその関連会社が購入した航空機エンジン
「香港証券取引所」	香港証券取引所
「子会社」	上場規則で定義する意味を有します
「解除事由」	(a) DAIL 又は SAIL に関する倒産事由（基本サービス契約に定義します）、(b) 当事者が支払うべき金額を支払わなかった場合で、その不履行が 28 日以内に是正されなかった場合、及び、(c) 当事者がその義務の重大な不履行を犯し、その不履行が 30 日以内に是正されない場合を含みます
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨
「ユーロ」	ヨーロッパ連合の法定通貨
「%」	パーセント

取締役会の命を受けて
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役会議長 保坂 明

2026 年 3 月 31 日、日本国、東京

本公表文の作成日において、当社の取締役兼執行役は保坂明氏、当社の非業務執行取締役は佐藤洋治氏及び佐藤公平氏、当社の独立非業務執行取締役は加藤光利氏、トーマス・チュン・キー・イップ(Thomas Chun Kee YIP)氏、神田聖人氏、加藤公司氏及び伊藤まゆみ氏です。

*本公表文は、英語の原文を参考のために日本語訳したものです。日本語版と英語版に相違がある場合は英語版が正しいとみなされます。翻訳による誤解はいかなる場合においても株式会社ダイナムジャパンホールディングスの責任とはされませんのでご了承下さい。